

家事事件手続法の制定

手続の透明性を高めるとともに、当事者等の手続保障を図るための制度が拡充

家事調停

各当事者が情報を共有し、それぞれに自らの置かれている状況を正しく認識した上で、当事者双方の納得を得た上での合意を目指す

提出資料が当然に共有される制度設計にはなっていない

∴ 事実の調査の対象となる文書（主張書面等）の直送義務を定めていない
閲覧謄写には裁判所の許可が必要

実務上は、提出書面の交換による情報共有が一般的

（閲覧謄写を通じて他方当事者の提出書類の内容を把握する場面は限定的）

- 申立書等に**定型書式**を採用（話し合うべき事項を認識し得る範囲での共有）
- 他方当事者への交付用の**写しの提出**（家事規則 3 条 2 項参照）

※秘匿情報等の適切な管理のための工夫

- ・ 非開示希望の申出書と一体のものとして提出するか、マスキング済みのものを提出
- ・ 閲覧謄写の可否の判断において、非開示希望の有無を参考にする

調停運営の在り方の見直しの検討

家事調停の本質的な良さを維持しながら、利用者のニーズや生活様式の変化に対応するための新たな調停運営の在り方を検討・模索

（運営上の課題）

審理期間の長期化，期日間隔の長さ
1 期日当たりの所要時間が長く
待ち時間への不満 など

コロナ禍での運用上の工夫

- ・ 当事者等の出頭の負担を軽減して接触を回避
- ・ 期日の時間を短縮 など

◎メリハリのある効果的な調停運営を目指すことが喫緊の課題

事件の性質・内容・進行段階・当事者の意向等に応じてメリハリをつけた調停運営

- 経済事案（婚姻費用，養育費など）
司法機関による法的観点を踏まえた迅速・公平な紛争解決への期待
- 離婚そのもの，親権をめぐる事件，面会交流など
丁寧な事情聴取・調整を行い，信頼関係を醸成した上で，当事者の自律的解決への意欲や
手続・結果への納得性を高めることへの期待

密度の高い充実した期日を行うための方策

- 次回期日までの準備事項を的確に定め，当事者双方の間でも認識を共有
- 調停委員会・当事者双方が期日間に提出された書面等を十分に把握・検討した上で期日に臨む

→効果的な調停運営には、当事者間で提出書面を適切な範囲で円滑に共有させることが不可欠

IT化に伴う検討課題

事案の性質・内容，当事者等のニーズ等に応じて，当事者等からの提出資料を期日や期日間で円滑に共有させる方法（法制・運用）を検討する必要

（現行法の制度設計をシステム上で実現しようとする時，他方当事者がアップロードした資料につき，閲覧謄写の許可を得なければ取得できないことになりかねない？）